

## 当社市場における上場制度の諸整備について（案）

平成 22 年 12 月 21 日  
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の金融商品取引所に上場している株券の発行者（以下「既上場会社」という。）が当社が開設する市場に上場申請する場合であっても、未公開会社と同様の取扱いとしており、その上場申請に係る事務及びコスト負担が、既上場会社にとって過度な負担となっている。</li> <li>・ そこで、既上場会社の上場申請に係る事務及びコスト負担について、より実態に応じた制度へ見直すことで利便性向上を図るため、上場制度の整備を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、当社が開設する現物株の立会市場としては、競争売買市場（市場第一部及び市場第二部）と J A S D A Q がある。</li> <li>・ 既上場会社に係る上場手数料等を引き下げるとともに、上場申請手続きの一部を簡素化する等の改正を行う。</li> </ul>
II 概要		
1 上場申請の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場申請は、有価証券上場申請書のほか所定の書類を提出することにより行うが、新規上場申請者が既上場会社である場合は、従来の提出書類の一部を省略できることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場申請に必要な提出書類のうち、公表されている資料で代用できるものについては、提出を省略できることとする。</li> </ul>
2 上場審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場申請者が既上場会社である場合で、当該申請者の開示実績が良好であるときは、その状況を勘案して企業内容の開示の適正性に係る審査を略式化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A S D A Q における審査略式化の考え方を、競争売買市場においても導入する。</li> </ul>
3 所属部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の他の金融商品取引所において市場第一部に指定されている株券のうち、当社が適当と認めるものについては、市場第一部に指定できることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複上場銘柄について取引所ごとに所属部が異なることによる投資者の混乱を回避する。</li> </ul>
4 上場審査料等		
(1) 上場審査料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争売買市場及び J A S D A Q において、新規上場申請者が既上場会社である場合の上場審査料は、100 万円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来は 200 万円。</li> <li>・ 通常の上場審査料は従来通り 200 万円。</li> </ul>
(2) 上場市場の変更審査料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場市場の変更（競争売買市場から J A S D A Q 又は J A S D A Q から競争売買市場）に係る上場市場の変更審査料は、100 万円とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来は 200 万円。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(3) 上場手数料</p> <p>5 その他</p> <p>(1) ベンチャーファンド市場における上場廃止基準の緩和</p> <p>(2) E T F 市場における日々開示方法の変更</p> <p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争売買市場の新規上場手数料を次のとおりとする。 〔定額〕 100 万円 〔定率〕 次の a 及び b の金額とする。 ( a と b の合計額は、1,900 万円を上限とする。) a 1 株当たりの発行価格に公募を行う株式数を乗じて得た金額の万分の 4 b 1 株当たりの売出価格に売出を行う株式数を乗じて得た金額の万分の 1</li> <li>国内の未公開株等及び上場後 5 年以内の株券等への投資額の合計（以下「株券等投資額」という。）が純資産額の 70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%未満となった場合において、1 年以内に株券等投資額が純資産額の 70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%以上とならないときには上場廃止することとしているが、当分の間、株券等投資額の定義を「国内の未公開株等及び上場後 10 年以内の株券等への投資額の合計」とし、「未公開株等への投資額が株券等投資額の 50%以上とならないとき」については適用しないこととする。</li> <li>E T F の一口当たり純資産額と指標の終値の乖離率に係る日々開示について、それぞれの終値の乖離率を開示する方法から、終値の変動率の乖離率を開示する方法へ変更する。</li> <li>その他所要の改正を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来は以下のとおり。 〔定額〕 500 万円 〔定率〕 投資単位調整後上場株式 1 単位あたり 30 円（1,500 万円を上限とする。）</li> <li>定率部分を上場株式数基準から資金調達額基準に変更する。</li> <li>追加上場手数料は従来どおり。</li> <li>現下の国内 I P O 市場の長期間にわたる低迷を受け、上場投資法人における投資先が限定される環境が継続していることを鑑み、上場廃止基準を一部緩和する。</li> <li>近時、一口当たり純資産額が指標の絶対値と乖離した水準で設定される E T F が上場している事例があることを踏まえ、より適切な開示方法に改める。</li> </ul>
<p>Ⅲ 施行日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 (2) は平成 23 年 4 月を目途に、その他は平成 23 年 1 月を目途に施行する。</li> </ul>	

以上